

## **アストマックス・アジア・マーケット・レポート**

2014年4月8日

#### 中国、景気刺激策を発表

中国政府は4月2日、経済成長のさらなる鈍化を防ぐための景気刺激策パッケージを発表しました。国務院が 李首相主宰の常務会議後に出した声明文によれば、景気テコ入れ策は三分野にわたります。

- ① 鉄道建設プロジェクトの推進:3,000 億元(約 5 兆円、1 人民元=16.6 円で換算)の鉄道開発基金を設立し、 昨年より約 1,000km 長い約 6,600km の新路線を敷設する。
- ② 低所得層向け住宅供給の拡充:低価格帯の住宅供給を増やし、低所得層の賃貸住居に対する補助金を支給、都市化推進策の一環として貧民街の再開発に取り組む。
- ③ 中小規模企業に対する減税措置の拡大:2011 年に導入した年間課税所得 60,000 元(約 100 万円)以下の中小企業に対する法人税の半減措置について、対象となる課税所得額を大幅に引き下げ、かつ、2015 年までとしていた期限を 2016 年まで延長する。

4月6日には②の「住」対策資金として約1,160億元(約1兆9,300億円)を手当てすると発表しました。今回の政策規模は大きくありませんが、第2四半期の景気下支えに一定の効果は見込めるでしょう。

一方、4月1日に国家統計局が発表した3月製造業購買担当者景況感指数(PMI)は50.3と、2月(50.2)から若干の上昇を見せましたが、春節休暇からの反動増を期待していた市場予想には届かず、景気減速傾向は継続しているようです。生産指数と新規受注指数がともに下落する反面、新規輸出受注は4カ月ぶりに上昇に転じており、景況感の悪化は主として内需に起因しているようです。

#### インド、政策金利を据え置き

インド準備銀行(中央銀行)は4月1日に金融政策決定会合を開催し、政策金利を据え置きました。1月下旬には予想に反してレポレートを0.25%引き上げ8.0%としましたが、今回は、高止まりしているインフレ率には注意を要するとしてややタカ派的な姿勢を見せるにとどまりました。中銀は消費者物価指数上昇率を2016年1月に6%(現在は8%程度)まで下げることを目標に掲げていますが、現在の金融政策は目標達成に適合的だとしています。なお、中銀は今回、流動性不安に対処するため、翌日物レポで供給する資金量を、市中銀行の純預金債務の0.50%から0.25%に引き下げる一方、7日物と14日物レポによる資金供給量を純預金債務の0.50%から0.75%に引き上げました。

#### マーケット情報

【アジア株式】	【アジア通貨(対日本円)】				
	(2014/4/4)			(2014/4/4)	
	終値	前週比		終値	前週比
ハンセンH株	10,110	Δ 1.08%	中国人民元	16.621	△ 0.28%
香港ハンセン	22,510	△ 2.01%	香港ドル	13.315	△ 0.46%
インドムンバイ500種	8,317	△ 0.74%	インドルピー	1.728	△ 0.64%
ジャカルタ総合	4,858	△ 1.88%	インドネシアルピア	0.913	△ 1.22%
マレーシア総合	1,857	△ 0.32%	マレーシアリンギット	31.682	△ 0.36%
フィリピン総合	6,561	△ 3.17%	フィリピンペソ	2.299	△ 0.31%
タイSET	1,392	△ 1.69%	タイバーツ	3.181	△ 0.54%
ベトナムVN	593	▲ 0.21%	ベトナムドン	48.990	△ 0.49%
韓国総合	1,988	△ 0.36%	韓国ウォン	9.820	△ 2.17%
台湾加権※1	8,889	△ 1.30%	台湾ドル	3.417	△ 1.33%
シンガポールST	3,213	△ 1.28%	シンガポールドル	82.070	△ 0.44%

出所:ブルームバーグ

- ※1 台湾は4月4日が休場のため、4月3日の終値。
- ※ アジア通貨は全て(アジア通貨/日本円)の為替レートであり、前週比のプラスはアジア通貨の対日本円での上昇を、マイナスはアジア通貨の対日本円での下落を表します。
- ※ インドネシアルピア・韓国ウォンは100倍、ベトナムドンは10,000倍で表示しています。



# **アストマックス・アジア・マーケット・レポート**

2014年4月8日

### 投資信託の主なリスク

投資信託は、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、また外貨建資産に投資する場合には為替の変動等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面等をよくご覧下さい。

### お客様にご負担いただく主な費用

ご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 申込時に直接ご負担いただく費用・・・・・申込手数料 上限 3.675%(税抜き 3.50%) ※消費税率が 8%になった場合、上記の 3.675%は 3.78%となります。
- 換金時に直接ご負担いただく費用・・・・・信託財産留保額 上限 0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・・・信託報酬 上限 2.31%(税抜き 2.20%) ※一部のファンドについては、運用成果等に応じて実績報酬をご負担頂く場合があります。 ※消費税率が 8%になった場合、上記の 2.31%は 2.376%となります。
- その他費用・・・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。当該費用は運用状況 等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記に記載しているリスクや費用項目は一般的な投資信託を想定しています。

費用の料率につきましては当社が運用するすべての投資信託のうち最高の料率を記載しています。手数料の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。 投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資に当たっては、目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

### 投資一任契約の主なリスク

投資一任契約資産の運用においては、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、 組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、また外貨建資産に投 資する場合には為替の変動等の影響により、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本 は保証されているものではなく、組入有価証券の下落等により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。 また、契約資産毎に、投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内 容や性質が異なりますので、投資一任契約の締結に当たっては契約締結前交付書面等をよくご覧下さい。



## アストマックス・アジア・マーケット・レポート

2014年4月8日

### 投資一任契約においてお客様にご負担いただく主な費用

投資一任契約に係る費用は、契約資産の金額、投資対象、運用方法、契約期間等によりお客様と個別協議のうえ 決定させていただきます。そのため、投資一任契約に係る費用の合計額については、事前に表示することができま せん。

- 契約の期間中にご負担いただく費用:・・・・・投資顧問報酬をご負担いただきます。適用する料率等は、投資対象資産、契約資産残高、契約内容等に応じて異なりますので、料率、上限額等を表示することはできません。
- その他費用・・・・・上記以外にご負担いただく費用(有価証券の売買委託手数料や有価証券の保管等に係る諸費用等)があります。これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、投資一任契約に基づき投資信託を組入れる場合は、組入れた投資信託に係る信託報酬、信託財産留保額、その他の費用(監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、有価証券の保管等に係る費用等)をご負担いただきます。なお、当社が設定・運用する投資信託を組入れた場合は、必要に応じて投資顧問報酬の調整を行います。

詳しくは契約締結前交付書面等でご確認ください。

#### 当資料に関してご留意いただきたい事項

当レポートはマーケット情報の提供を目的として、アストマックス投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当レポートはフラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド(フラトン社)の作成した"THE FULLERTON WEEKLY"を参考にしております。レポート中の市場見通しや投資戦略等は、特に断りのない限りフラトン社の見解を示しています。

当レポートは、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当レポート中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。

アストマックス投信投資顧問株式会社の事前の承諾なく、当レポートの内容を転載または複製することはご遠慮ください。



## **アストマックス投信投資顧問株式会社**

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-10-2 東五反田スクエア 5 階

商号等: アストマックス投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第387号

商品投資顧問業者 農経(1)第21号

加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会/日本商品投資顧問業協会